

税務課から納税と制度のお知らせ

市税等の納付は、便利で安全・安心な口座振替をご利用ください

国東市では、納税等のために金融機関等へ出かける必要がなく、「つい、うっかり」の納め忘れを防ぐ、便利で安全・安心な『口座振替』を推進しています。

口座振替は、市民の皆さんの利便性向上だけでなく、収納に関する書類作成等の事務経費削減にも役立っています。各担当課では、手続きに関するお問い合わせを随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

口座振替できる金融機関

- 大分銀行
- 豊和銀行
- 大分県信用組合
- 九州労働金庫
- 大分県農業協同組合
- 大分県漁業協同組合
- 全国のゆうちょ銀行

- ※1 お手続きには、金融機関での審査等にお時間を要します。余裕をもって行ってください。
- ※2 納期月には、指定された預貯金口座の残高にご注意ください。
- ※3 2019年度の振替日は、下記の振替日一覧表のとおりです。
- ※4 スマートフォンのアプリからでも税等の納付ができるようになりました。詳しくは、HPをご覧ください。

【2019年度の市税等振替日一覧表】

科目	徴収月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	振替日	5/31 (金)	7/1 (月)	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	12/25 (水)	1/31 (金)	3/2 (月)	3/31 (火)
個人市県民税 (普通徴収)			①期 全期		②期		③期			④期		
固定資産税		①期 全期				②期			③期		④期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期
介護保険料 (普通徴収)			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期	⑩期
後期高齢者医療 保険料(普通徴収)				①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	

軽自動車税を口座振替された方へ

2019年度の軽自動車税は、納期限の5月31日(金)に口座振替を行います。納税証明書(継続検査用)は、口座振替の処理後、6月中旬に送付します。

※5月31日から6月上旬に軽自動車税納税証明書が必要な方は、引き落としの確認ができるまでに数日かかりますので、証明書の申請の際に、口座振替が確認できる「通帳」をお持ちください。

※2019年5月30日までに車検を受ける場合は、前年度(2018年度)の納税証明書が使用できます。また、車検は有効期間の満了する日の1か月前から受けることができます。

2019年度の軽自動車税「減免」のお知らせ

身体(精神)に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

【申請期間】 4月1日(月)～5月31日(金)まで ※この期間以外での受付はできません

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

【申請に必要な書類】 申請書、通院等の証明書(市役所税務課、各総合支所の窓口に設置)、身体障害者等の手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、マイナンバーカード、委任状等

【問合せ】 税務課 ☎0978-72-5156

上下水道課からのお知らせ



下水処理（下水道・合併処理浄化槽）をご利用ください

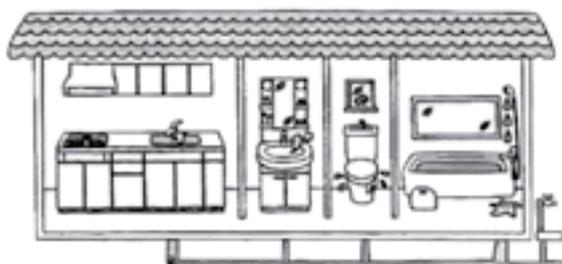
下水道区域内にお住まいの方

下水樹の設置された宅地は、早めに下水道に接続をお願いします。

家庭雑排水をそのまま排水路に流すと、汚れた水が側溝や水路を汚し、川を汚して生活環境を悪くします。生活環境の向上と地域の汚水防止のためにも下水道へのつなぎ込みをお願いします。

下水道への接続工事費は、市指定業者に見積りを依頼してください。下水道につなぐ排水設備工事が必要です。見積りは無料です。

下水道へ接続して水洗トイレになれば、衛生的で悪臭がなく、また洋式便器を使うと膝等にもよく安心して使用できます。早めに下水道の接続をお願いします。



下水道区域外にお住まいの方

合併処理浄化槽設置事業

下水道の認可区域外で各家庭単位に浄化槽を設置した場合、補助金を交付する事業です。

浄化槽区域において既設の単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に設置転換（改築）する場合、下記の補助金が交付されます。

平成31年度 補助金額

(円)

	改築	新築
5人槽	532,000	221,000
7人槽	614,000	276,000
10人槽	748,000	365,000

平成29年度から3年間の期間限定で改築の補助金が増額しました。新築の補助金は、変更ありません。ただし、予算の範囲内となります。

トイレの水と台所等の水を一緒にきれいにする合併処理浄化槽を設置して、トンボや蛍が飛び交う美しい川を取り戻しましょう。

下水道使用料の算定対象人数の変更について

市の水道以外（井戸水・地元水道組合）を使用しているご家庭の下水道使用料は、人数により料金を算定しています。

使用人数（世帯構成員）に変更が生じた場合は、「**下水道等使用変更届**」が必要です。下記の窓口に「**印鑑**」を持参のうえ、手続きを行ってください。また、井戸水等の使用を中止した場合も同様の手続きをお願いします。

※実使用人数で届出をしてください。

※届出の翌月より変更となります。

※ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 上下水道課 下水道管理係・工務係 ☎0978-72-5197